

資料 5

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」



埼玉県第二種特定鳥獣管理計画(ツキノワグマ)

(令和8年度～令和13年度)

素案

目次

1	本計画策定の目的及び背景	1
(1)	目的及び背景	1
(2)	体制の整備	1
2	管理すべき鳥獣の種類	3
3	計画の期間	4
4	管理を行う区域	4
5	県内のツキノワグマの現状	5
(1)	生息状況と個体数	5
(2)	出沒・被害状況	7
(3)	その他	9
6	これまでの県の対策	10
(1)	埼玉県クマ対策パッケージによる取組	10
(2)	県ホームページでのツキノワグマ出沒マップの公開	10
7	本計画の目的及び目標	10
(1)	個体数管理の目標	10
(2)	人身被害対策の目標	11
8	個体数管理	11
(1)	個体数の考え方	11
(2)	捕獲目標数	11
(3)	捕獲に関する取組	12
9	ゾーニング管理等の取組	12
(1)	ゾーニング管理	13
(2)	出沒対応に関する事項	13
10	その他管理のために必要な事項	14
(1)	先進技術の活用	14
(2)	捕獲の担い手確保と育成	14
(3)	国や隣接都県との広域連携	14
(4)	錯誤捕獲	14
(5)	普及啓発	15

資料編	1
資 1 県内におけるツキノワグマ生息状況.....	2
資 2 県内におけるツキノワグマの捕獲数の推移.....	3
資 3 県内におけるツキノワグマの出没・被害状況.....	4
資 4 捕獲従事者状況.....	7

1 本計画策定の目的及び背景

(1) 目的及び背景

本県におけるツキノワグマの生息域は、秩父地域を中心に県西部の飯能市、日高市、入間市、嵐山町や、北部の寄居町等で確認されている。

生息域は拡大傾向にあり、近年は山間部だけでなく山沿いの市街地近くまで出没する事例が多数発生している。生息域の拡大や出没件数の増加の中、令和6年度には平成30年度以来となる人身事故が発生する等、人とツキノワグマとの軋轢が深刻化している。

こうした状況のもとで、ツキノワグマによる被害を無くし、人とツキノワグマとが棲み分けを図っていくためには、専門家や関係者の協力を得ながら、その個体数^{*1}の調整、被害防除対策、生息環境の整備等の対策を総合的に講ずることにより、科学的かつ計画的に管理^{*2}を実施していく必要がある。

県ではこれまでも、関係機関や市町村等と連携し、出没対応や被害防除等の様々な対策を実施してきた。

今回、人とツキノワグマとの軋轢を解消し人身被害の発生を防止することを目的に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2の規定に基づき、新たに「埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）」を策定することとする。

(2) 体制の整備

本計画の目的を果たすために、ツキノワグマの管理については、環境省の基本指針^{*3}に基づき、国・県・市町村がそれぞれ役割を分担し、連携しながら推進する。

加えて、本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であるため、県は、関係行政機関、農林業団体、警察、猟友会、その他関係団体等の相互の連携を密にし、合意形成を図りながら各種対策を推進する。

ア 県

県は、計画の作成や変更、達成状況の評価を行うとともに、指定管理鳥

*1 ある特定の地域や空間に存在するクマの総数

*2 鳥獣保護管理法では、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、鳥獣の生息数を適正な水準に増加又は維持、若しくは生息地を適正な範囲に拡大又は維持することを「保護」とし、鳥獣の生息数を適正な水準に減少、若しくは生息地を適正な範囲に縮小させることを「管理」としている。

*3 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（R03.10 告示）

獣捕獲等事業^{*4}を実施する。県域における各主体の取組の調整を行うとともに、警察や猟友会など、関係機関と緊密な連携を図る。

また、国や他都県とは広域的な連携を確保し、出没情報の共有や捕獲の実施を行い、市町村とは、情報共有や広域的な連携の促進など、必要な支援に努める。

捕獲数、生息状況、被害状況等の情報を収集・分析し、国、他都県との施策の連携や捕獲のための調査研究を行う。個体数管理の実現に向けた実践的研修の実施など捕獲の担い手の確保と育成を行う。

野生鳥獣の感染状況に関する情報収集や調査、および関係部局と連携したサーベイランス等の防疫対策を実施する。

県域内をゾーニングするとともに、市町村が行うゾーニング管理を支援する。

その他、専門的な見地から、本計画の遂行状況について、分析・評価するとともに、必要な見直し等を検討するため、有識者、関係団体、行政関係者からなる特定鳥獣保護管理検討委員会を、必要に応じ開催する。

イ 市町村

市町村は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき委譲された有害捕獲の捕獲許可^{*5}の適切な運用を図るとともに、管内における鳥獣の生息状況、被害状況、対策の効果を適確に把握・分析し、緊急銃猟の実施を含め、地域の実態に即した捕獲体制の構築・強化、捕獲結果の県への提供を適切に実施するよう努める。

実施に当たっては、定期的に、地域の実態に即した捕獲体制を構築する必要があることから、地元猟友会など関係機関と連携するとともに県への必要な情報提供を実施する。

市街地への出没など住民の生命、身体又は財産に被害が生じるおそれがある緊急事態においては、県、警察その他の関係機関と密接に連携し、迅速かつ適切に対処するための体制を整備する。

その他、市町村域内をゾーニングし、その区分に応じた被害防止対策を実施する。

ウ 県民・事業者

県民・事業者は、防護柵の設置・管理、藪の刈り払い、誘引物（廃棄農

^{*4} 鳥獣保護管理法第二条第五項に基づき環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業

^{*5} 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条別表により規定される鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可

作物の管理、放棄果樹の管理)の除去といった、個々の農地や集落全体の被害防除対策を実施するなど、被害防止に向け、県、市町村の施策に協力をする。

また、ツキノワグマの農地周辺や市街地での目撃、出没の情報を県や市町村に提供する。

【県】

- ・ 特定鳥獣管理計画の策定
- ・ 全県の捕獲数、生息状況、被害状況等の情報収集・分析
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
- ・ 隣接都県、市町村、関係機関との連携体制の構築
- ・ 県民・事業者等が行う被害防除対策への支援
- ・ 捕獲のための調査研究の実施
- ・ 捕獲の担い手確保・育成
- ・ 県域内のゾーニング区分の設定
- ・ 特定鳥獣保護管理検討委員会の開催

【市町村】

- ・ 地域の状況に応じた管理や防除対策の実施
- ・ 捕獲許可の適切な運用による地域の実態に即した捕獲体制の構築・強化
- ・ 管内における生息状況、被害状況等の情報収集・分析
- ・ 緊急銃猟の実施を含め、地域の実情に応じ、関係機関と連携した捕獲事業の実施
- ・ 捕獲結果の県への情報提供
- ・ 市町村域内のゾーニング区分の設定及び当該区分に応じた被害防除対策の実施

【県民・事業者】

- ・ 防護柵の設置等、被害防除対策の実施
- ・ 県・市町村の施策に協力
- ・ 県、市町村への目撃・出没情報の提供

2 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ (*Ursus thibetanus*、以下「クマ」という。)

3 計画の期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの間

計画の実行性を担保するため、中間年度（令和 11 年度）を目途に、計画の見直しを行う「ローリング」を実施することとする。

なお、生息状況又は社会状況等に大きな変動があった場合は、必要に応じて計画を見直すものとする。

4 管理を行う区域

県全域とする。

また、本県に生息する個体群^{*6}は「関東山地地域個体群（関東山地保護管理ユニット）」の一部を構成していることから、関係都県（東京都、群馬県、山梨県及び長野県）と広域的に連携して管理を行う（図 1）。

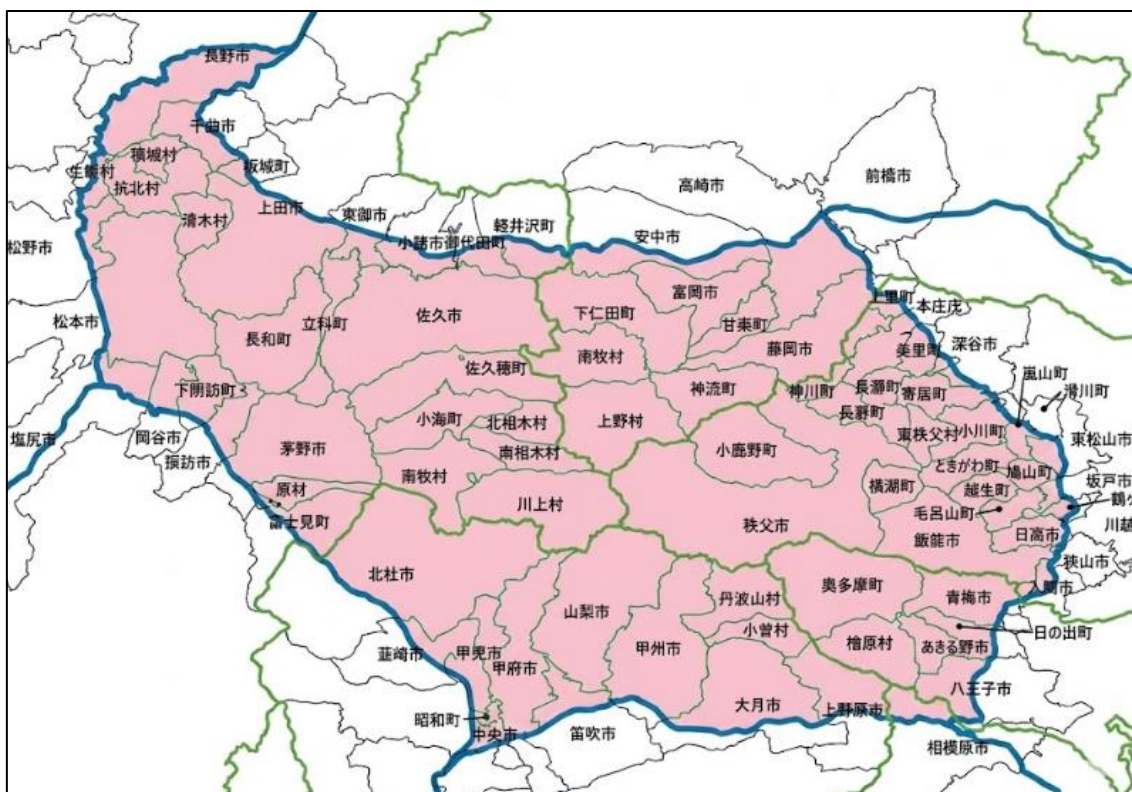


図 1 関東山地地域個体群のユニット区分

（平成 27 年度クマ類保護及び管理に関する検討会 保護管理ユニット及び監視区域（新規設定）の状況 より引用）

^{*6} 個体群はある一定の空間に生息する同種の集まりを、地域個体群はそのうち、遺伝的特性、生物的特性及び地理的要因等により分けられた生物種の集団のことをいう。

5 県内のツキノワグマの現状

(1) 生息状況と個体数

ア 生息状況

平成31年に環境省が公表した分布調査によると、関東地方全体においては、クマの生息が確認されたメッシュ数が増加してきている（図2）。

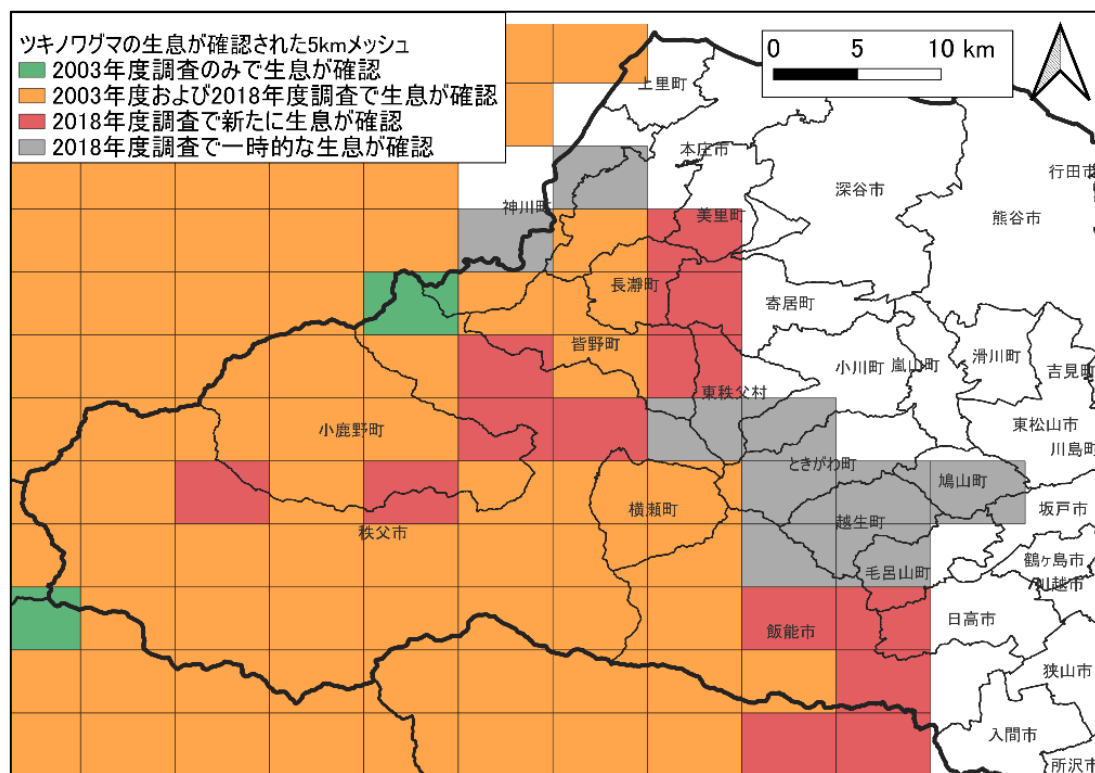


図2 関東地域（埼玉県周辺）のクマの生息状況

（環境省生物多様性センター平成30年度中大型哺乳類分布調査報告書より作成）

埼玉県内においては、令和7年度の調査において、秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村及び神川町の一部メッシュで生息が確認されている（図3^{*7}）。

^{*7} 統計上、生息が推定される地域を示しており、色が塗られていない地域においてもツキノワグマが実際に生息している場合もある。

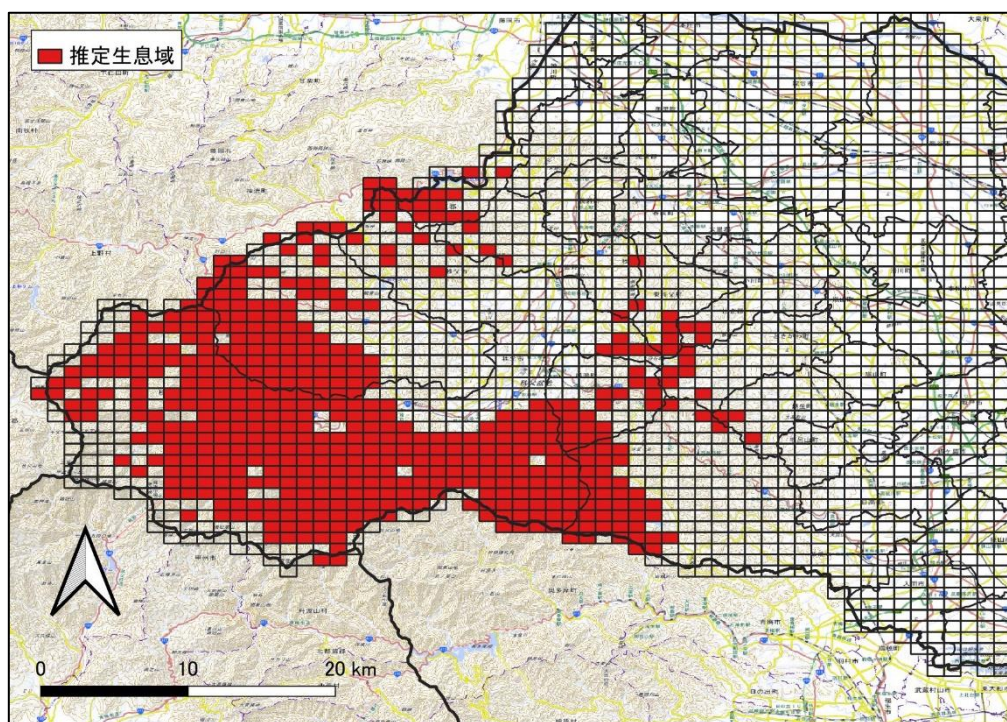


図 3 埼玉県におけるクマの推定生息分布域
(埼玉県令和 7 年度ツキノワグマ生息状況調査報告書から引用)

イ 個体数

平成20年度から令和 2 年度までの間において、クマ棚痕跡数^{*8}等の調査データを用いて個体数推定^{*9}を実施してきたが、令和 7 年度からは、カメラトラップ調査^{*10}を用いた空間明示型標識再捕獲法による個体数推定を実施している。最新の令和 7 年度調査での個体数は、452頭（平均値、95% 信用区間：295～690頭）と推定された（表 1）。

表 1 推定個体数

調査年度	H20年度	H23年度	H26年度	H28年度	R2年度	R7年度
推定個体数（頭）	48～52	77～90	84～98	98～115	150～176	295～690

※令和 2 年度まではクマ棚法、令和 7 年度はカメラトラップ法で計測し推定

^{*8} ツキノワグマは樹上の果実を採食する際に、木に登り果実が結実した枝を手元にたぐりよせて採食する。その際、折れた枝が樹上に残り、「クマ棚（または円座）」の痕跡が残される。

^{*9} 全数調査が難しい場合に統計的な手法を用いて、ある範囲に生息する動物の数を「近似値」として算出すること。

^{*10} 自動撮影カメラによる撮影個体から、生息数を推定する方法

(2) 出沒・被害状況

ア 出沒状況

平成18年度以降に記録を開始した、県内でのツキノワグマの出沒件数は、変動はありつつも直近3年間の出沒件数は100件以上と、大幅な増加傾向にある（図4）。

また、月ごとの出沒数を見ると、令和6年度の出沒のピークは7月及び8月の夏季であった一方で、令和7年度のピークは10月及び11月の秋季であるなど、年によって出沒のピークは異なる（資料編図3参照）。

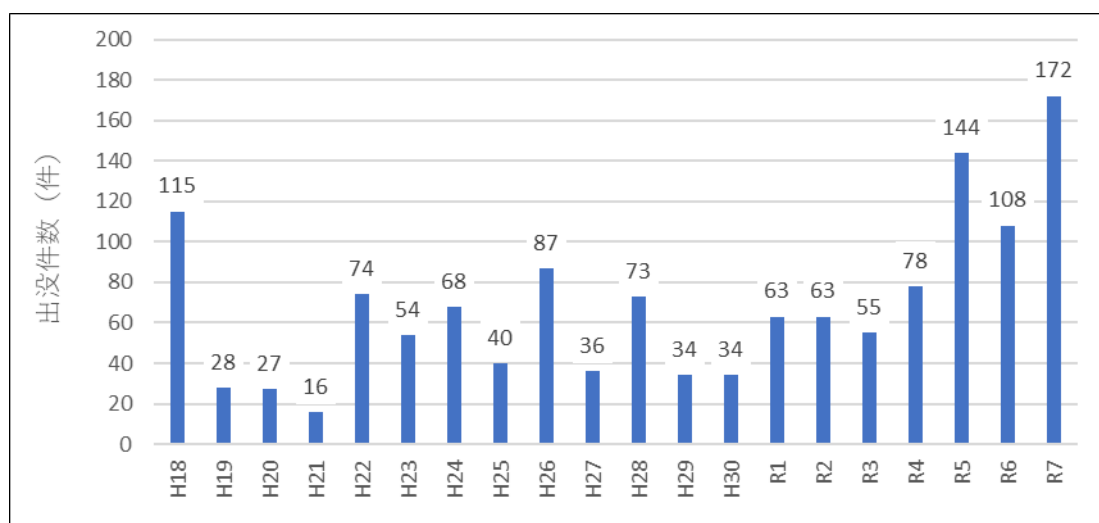


図 4 県内におけるクマの出沒状況の推移

イ 人身被害

平成20年度から令和7年度までに、人身被害は合計6件^{*11}の発生が記録されている。

発生場所の傾向として、令和6年度の事例は集落等の人の生活圏（自宅裏）での発生であった一方で、それ以前の事故は、登山やハイキング、山菜採り等の山中における活動中に発生したものであった。

ウ 農業被害

令和元年以降の農業被害を見ると、令和元年が被害金額は最大であり、それ以降は減少傾向である。令和5年以降県では被害の発生を把握していない（図5）。

^{*11} 直近5か年においては令和6年度の1件のみであるが、それ以前は、平成23年度、平成26年度及び平成30年度に各1件、平成28年度に2件発生している。

果樹被害中心であり、秩父市や小鹿野町で主に発生している。

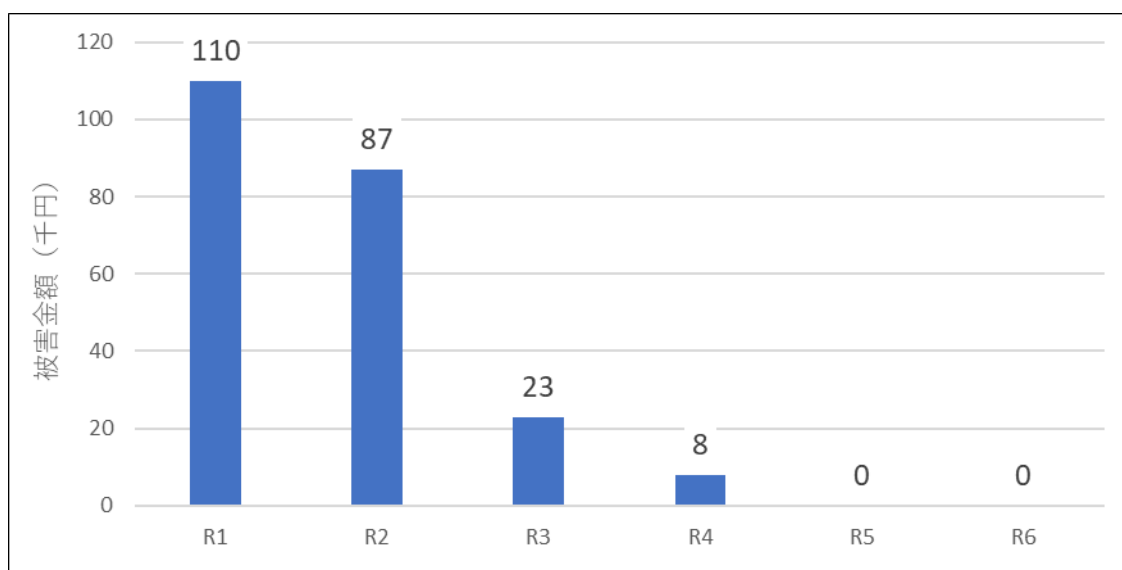


図 5 県内におけるクマの農業被害の推移

エ 林業被害

ツキノワグマが、スギやヒノキなどに対して行うクマ剥ぎは県内では過去に被害はあったものの、令和5年度以降県には、林業被害の発生は報告されていない。

オ 有害捕獲状況

県内の捕獲頭数の経年変化を見ると、平成18年度において30頭を超える有害捕獲が記録されて以降、概ね20頭未満での年変動を繰り返していた。しかし、令和元年度には約30頭、翌令和2年度には25頭を超え、また、令和6年度から令和7年度にかけては、2年連続で年間20頭以上の高い水準で推移している（図6）。

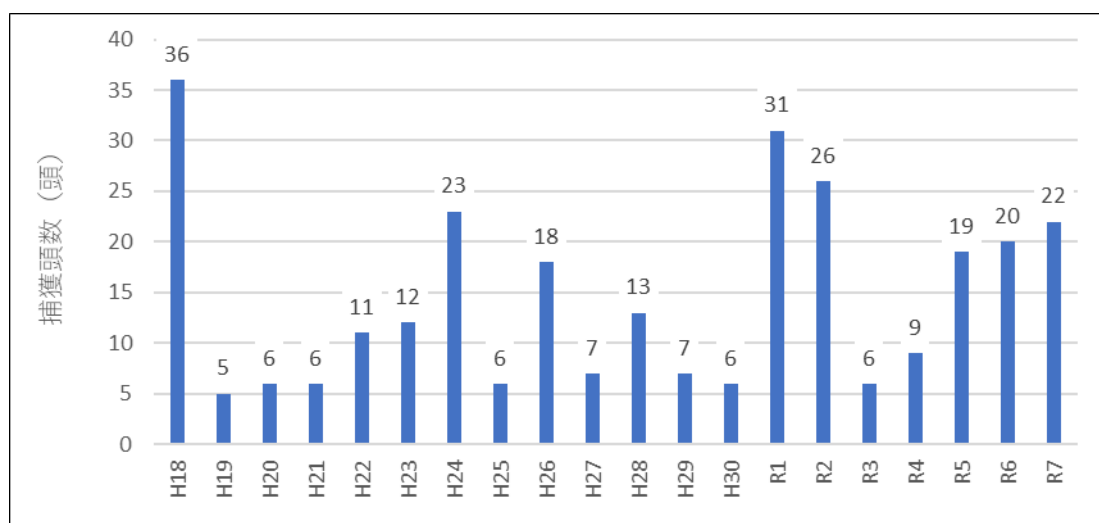


図 6 県内におけるクマの有害捕獲頭数

(3) その他

ア 豊凶調査

ブナ科堅果類はクマの秋季の主要な餌資源である。堅果の凶作年には行動圏が拡大し、出没数が増加することが知られているため、モニタリングを行っている。

本県においても、数年に一度秋季に大量出没が観測されてきたため、令和6年度から堅果類の豊凶モニタリングを実施している。

豊凶レベルについて、令和6年度は3樹種ともに並作以上であった一方で、令和7年度はミズナラが並作以上であったものの、コナラが凶作、ブナが大凶作であった（表2）。

表2 豊凶調査結果

樹種	地区名	調査地点名	R6 豊凶レベル	R7 豊凶レベル
ブナ	秩父	三峰	豊作	大凶作
		妙法ヶ岳	大凶作	大凶作
ミズナラ	秩父	ふれあいの森	豊作	豊作
		出会いの丘	豊作	並作
コナラ	飯能	西武の森	豊作	凶作
		下赤工	豊作	並作
		正丸峠	豊作	並作
	秩父	寄国土トンネル付近	並作	凶作
		細久保	並作	凶作

6 これまでの県の対策

(1) 埼玉県クマ対策パッケージによる取組

近年増加するクマの出没に対応するため、令和7年12月より、人的被害等の防止に向けた緊急対応、人の生活圏への出没防止対策、生息状況の把握と適正な個体数の管理の3つの柱により、全庁を挙げ総合的なツキノワグマ対策に係る取組を実施している。

人的被害等の防止に向けた緊急対応では、緊急銃猟想定訓練の実施や、捕獲従事者向け研修などを行っている。

また、人の生活圏への出没防止対策では、ツキノワグマが隠れやすい河川敷や山林の傍の藪や雑草木を伐採している。

(2) 県ホームページでのツキノワグマ出沒マップの公開

県民及び県内へ訪れる方への迅速な注意喚起と被害の未然防止を図るため、県公式ホームページにおいて「埼玉県ツキノワグマ出沒マップ」を公開し、市町村から報告された目撃・痕跡情報を地図上で随時更新・共有している。

7 本計画の目的及び目標

1(1)でも触れたとおり、近年出沒件数が増加し、令和6年度は人身被害が発生するなど、人とツキノワグマとの軋轢が生じてきている。また、推定個体数も大幅に伸びてきている。

県でもこれまで対策を講じてきているが、人身被害を防止し、人とツキノワグマとが棲み分けできることを目的に、今回、第二種特定鳥獣管理計画を策定することとする。

(1) 個体数管理の目標

- 出沒件数は多いものの人身被害が発生していない現状を踏まえ、県による管理捕獲や市町村による有害許可捕獲、警職法・緊急銃猟による捕獲を行い、令和7年度末の推定個体数（452頭）を、5年後の令和13年度末に若干下回る個体数（448頭）となることを目指す。
- また、県は市町村とともに、緩衝地域の設置などのゾーニング管理を上記捕獲と併せて進めることで、個体数の管理を総合的に行っていく。そのためにも、県や市町村は、警察、猟友会など関係機関との連携を一層深める。
- 県は狩猟者養成訓練の中でクマ猟が対応できる者を養成する。

(2) 人身被害対策の目標

- 人命の安全を最優先事項とし、事故発生件数0を目指す。

県は市町村や警察、関係機関と連携し、8や9にあるとおり、ツキノワグマの個体数の管理を総合的に進めていく。中間年度(令和11年度)を目途に、必要に応じ捕獲目標数についてローリングを行う。また、捕獲の担い手確保と育成など、10で掲げる取組を中長期的に推進していくことで、本計画の目的を実現していく。

8 個体数管理

(1) 個体数の考え方

7で掲げた目標達成のため、捕獲目標数を定め、適切に個体数を管理していく必要がある。なお、ツキノワグマは繁殖力が低いことから、捕獲圧に対する影響、頭数の推移や生態系への影響も鑑みながら、捕獲を進めていく。

また、計画期間内においてツキノワグマの生息動向や被害状況に著しい変動が生じた場合には、3にあるとおり必要に応じて見直しを行う。

(2) 捕獲目標数

個体数を適切に管理し、人身被害を防止するため、捕獲目標数を下記のとおり定める。

まずは、出没件数は多いものの人身被害が発生していない状況を踏まえ、まずは、増加する個体数を減少させ、現在の推定個体数を若干下回る個体数となることを目指す。

捕獲目標数については表3のとおりとする。

表3 将来予測された個体数及び目標達成のために必要な捕獲数

	年度	年度当初個体数	捕獲目標数	年度末個体数
推定結果及び捕獲実績	令和7年度	476	24	452
予測結果	令和8年度	490	24	466
	令和9年度	505	45	460
	令和10年度	498	45	453
	令和11年度	492	40	452
	令和12年度	490	40	450
	令和13年度	488	40	448

※年度当初個体数は、前年度末個体数に県内の過去9年間の年間平均増加頭数である38.4を加えた数として算出される。

(3) 捕獲に関する取組

ア 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

生息状況調査結果や被害発生状況等を踏まえ、県は、7で掲げた目標達成に向け、個体数を管理するため指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。実施に当たっては市町村や警察、猟友会など関係機関と緊密に連携を図っていく。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたり県は、別途、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲等の目標及び具体的な事業実施内容等を定めるものとする。

イ 有害鳥獣捕獲等の実施

市町村は、被害実態や生息密度の多寡に関わらず、ツキノワグマによる人の生活圏への出没実態等を勘案の上、有害鳥獣捕獲を実施する。

また、ツキノワグマが住宅街や市街地周辺に出没し、県民への人身被害等が発生するおそれがある場合、市町村は、緊急銃猟または警察官職務執行法¹²に基づく有害鳥獣の捕獲を実施する。なお、これらに速やかに対応できるよう、県、市町村、警察及び猟友会などの関係機関は、訓練の実施など、普段より連携体制を確保するよう努める。

ウ ゾーニング管理の実施

県や市町村は、緩衝地域を設置し、排除地域や管理強化地域にツキノワグマが出没しないよう、ア及びイに掲げる捕獲と併せてゾーニング管理を行うことで総合的に個体数管理を推進し、県民の安心・安全が確保していく。

そのためにも、県や市町村は、警察、猟友会など関係機関との連携を一層深めていく（詳細は「9 ゾーニング管理等の取組」を参照）。

エ 広域連携による個体数管理の実施

ツキノワグマの移動距離は長く、県域を越えて移動する。県は関東山地を構成する他の自治体とも日頃より緊密に連携し、個体数管理を行っている。

9 ゾーニング管理等の取組

8の個体数管理の一環として、次の取組を実施することで、人身被害の防止

¹² 警察官職務執行法第4条に基づく措置及び同法第7条に基づく武器の使用を言う。

を目指す。

なお、国の「クマ被害対策ロードマップ」^{*13}において、2030年度までに全ての自治体においてゾーニング管理計画を策定することが示されている。

(1) ゾーニング管理

人とツキノワグマの軋轢を解消し、人身被害の発生を防止するには、県や市町村が捕獲を行うと共に、ゾーニング管理を行い、棲み分けを行うことが必要である。ゾーニング区分はこれまでの出没情報などを用い、国のガイドライン^{*14}を踏まえ、表4のとおり4つの地域に区分する。

4つの区分の指定は、地域の実情を踏まえる必要があることから、県や市町村は、国が定める期限である2030年度までに実施することを目指す。

表4 ゾーニング管理区分（案）

区分名称	目的	定義
排除地域	人身被害や深刻な経済的損失を未然に防止する。	人の安全や生産活動を最優先させる地域（市街地、集落、農地等）。
管理強化地域	クマの定着や排除地域への侵入を未然に防止する。	緩衝地域のうち、人の生活圏に近接し、排除地域への侵入リスクが高い地域。
緩衝地域	人間活動と生息の両立を図り、人の日常生活圏への出没を抑制する。	コア生息地と生活圏の間に位置する里山や林縁部等の地域。
コア生息地	良好な生息環境を保全し、地域個体群の安定維持を図る。	人の活動がほとんどなく、健全な個体群の維持に不可欠な奥山や鳥獣保護区域等の地域。

(2) 出没対応に関する事項

ツキノワグマの市街地における出没は、いつ、どこでも起こり得るものである。よって、危機管理の一環と捉え、県や市町村は、平時から関係機関による連絡体制を構築し、役割分担を明確化する等、迅速な初動対応に向けた体制整備を図る。また、市町村は対応マニュアルなどを作成し、机上や実地での訓練を行うよう努める。特に、緊急銃猟については、実施手順や安全確保措置に関し、関係機関間で認識を合わせることについて留意する。

^{*13} 2030年度までに都道府県や市町村等と連携しつつ、「クマ被害対策パッケージ」に含まれる施策を体系的に実施することで、クマ被害対策の継続的かつ効果的な推進を図るために国が策定した計画

^{*14} 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和8年度版（R8.4環境省）

10 その他管理のために必要な事項

(1) 先進技術の活用

生息状況の的確な把握や出没監視等を効率的かつ安全に実施するため、ICT、AI、ドローン等の先進技術の導入について、学識経験者の意見も伺い検討する。

また、科学的な個体群管理を行うための客観的データの精度向上を図るため、ヘアトラップ法^{*15}の導入・実施についても研究する。

(2) 捕獲の担い手確保と育成

本県では、近年、狩猟免許所持者は増加傾向にある一方、狩猟者登録者数は横ばいとなっている。特にツキノワグマ猟については経験を要するとされる一方、実際に経験した者も少ないことから、技能の継承が難しいとされている。

8(3)ア及びイに掲げる捕獲事業及び緊急銃猟などに対応できる者について、県は狩猟者養成の中で、実践的研修を取り入れるなどして養成していく。麻醉銃については、その取扱いが猟銃と異なる点も留意し、県や市町村は実施体制を確保する。

また、県は国に対し、行政主体の銃猟体制の整備等について要望を行う。

(3) 国や隣接都県との広域連携

ツキノワグマは広範囲に移動することから、個体数管理はもちろん、緊急時の情報伝達について、県・市町村単位での対応だけでは十分でないことがある。

県及び市町村は、隣接する自治体と普段より出没状況といった情報共有などの連携体制を構築する。特に県においては、市町村間連携を支援するとともに、国や他都県との連携についても、目撃情報の共有のほか、例えば、共同での生息状況調査の実施や狩猟者養成などの検討を行っていくなど、綿密に連携していく。

併せて、県は国に対し、国または広域ブロック単位を前提とした国主導の管理体制や、都道府県を越えた迅速かつ円滑な情報共有体制の構築について要望する。

(4) 錯誤捕獲

わなを用いたクマの捕獲は原則として禁止されているため、わなを用い

^{*15} 有刺鉄線のわなを設置し、採取された体毛のDNA 個体識別に基づき生息数を推定する方法をいう。

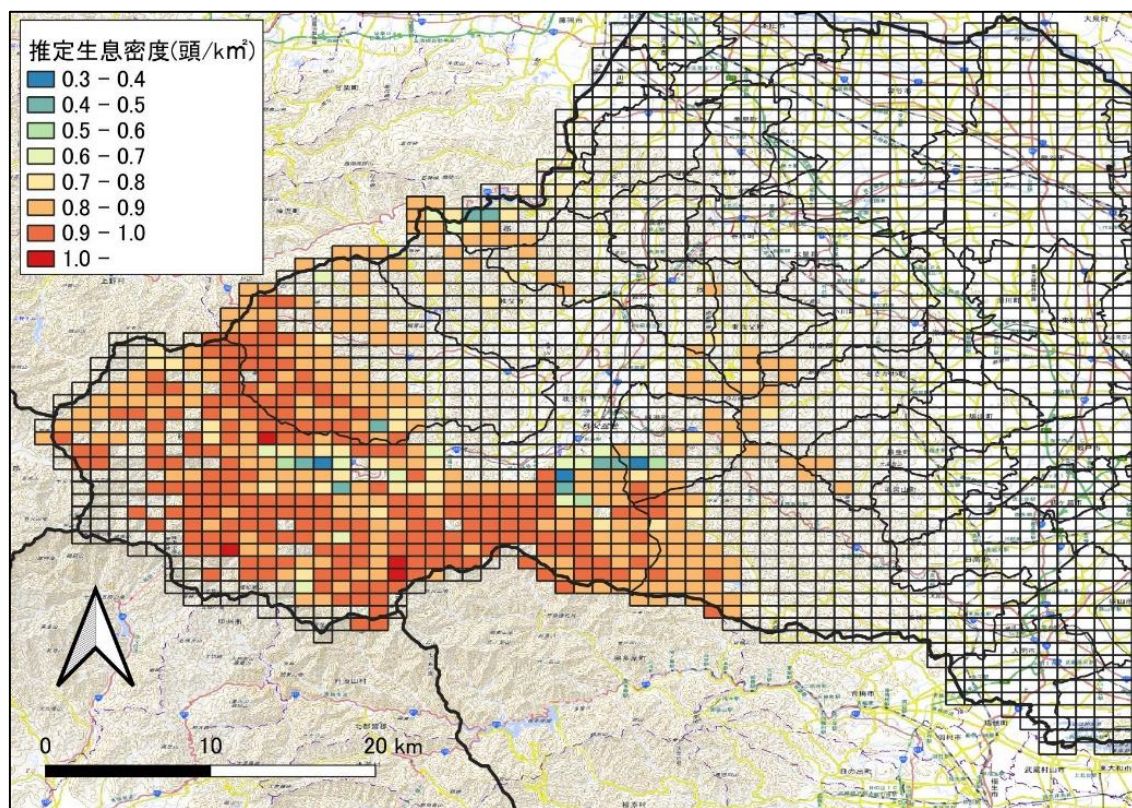
てニホンジカやイノシシを捕獲する者は、錯誤捕獲防止用の工夫がなされたわなの使用や誘引餌の工夫等を徹底する。錯誤捕獲が発生した場合は、専門家の協力のもと、速やかに対応（放獣の作業に伴い人身被害が発生するおそれがある場合には緊急的に捕殺することを含む）ができる体制を平時から構築する。

(5) 普及啓発

県は、県民への迅速な注意喚起と被害の未然防止を図るため、県ホームページでの「埼玉県ツキノワグマ出没マップ」やSNSを活用した情報発信を行う。

資料編

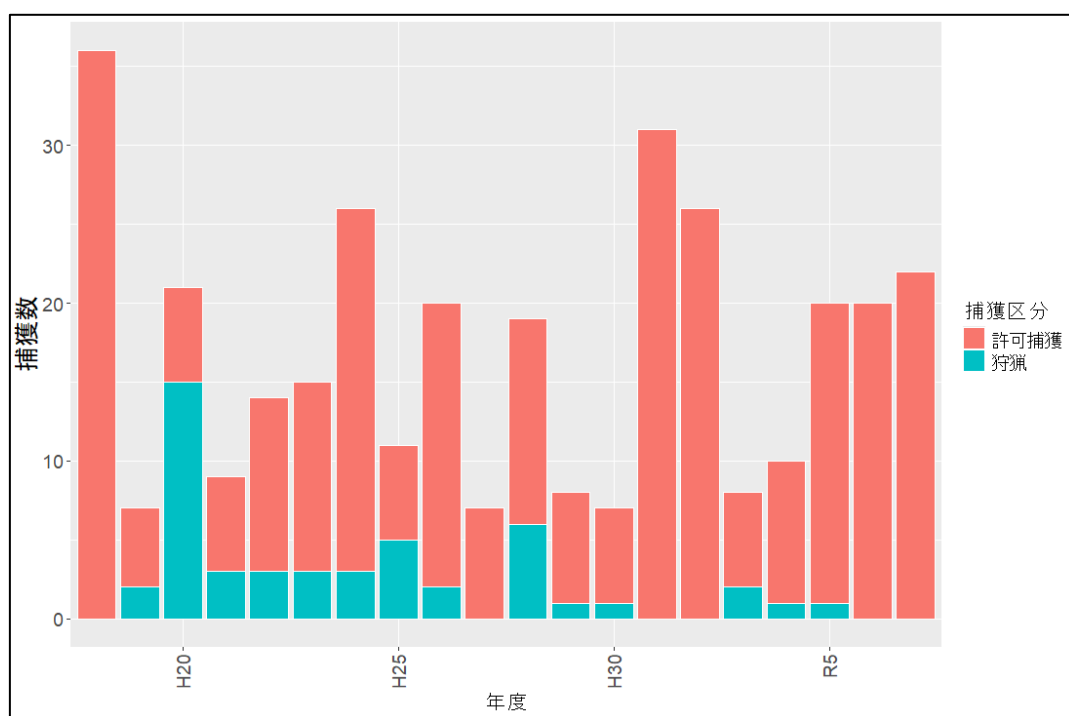
資 1 県内におけるツキノワグマ生息状況



資料 図 1 推定生息密度

(埼玉県 令和7年度クマ生息状況調査報告書より引用)

資 2 県内におけるツキノワグマの捕獲数の推移



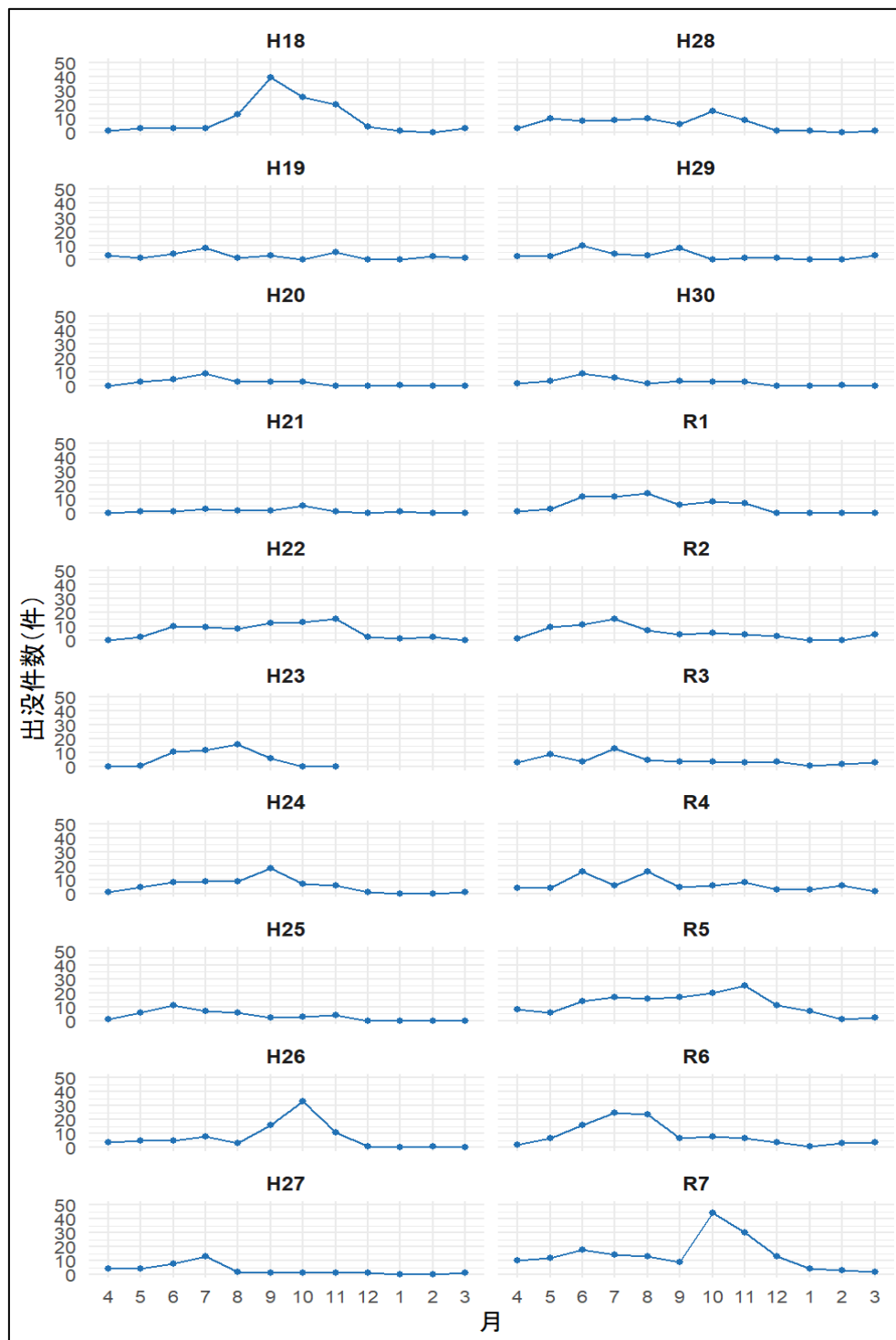
資料 図 2 ツキノワグマ捕獲数の推移

年度 区分	年度									
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
狩猟	0	2	15	3	3	3	3	5	2	0
許可捕獲	36	5	6	6	11	12	23	6	18	7
合計	36	7	21	9	14	15	26	11	20	7
年度 区分	年度									
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
狩猟	6	1	1	0	0	2	1	1	0	2
許可捕獲	13	7	6	31	26	6	9	19	20	22
合計	19	8	7	31	26	8	10	20	20	24

資料 表 1 区分別ツキノワグマの捕獲数の推移

資 3 県内におけるツキノワグマの出没・被害状況

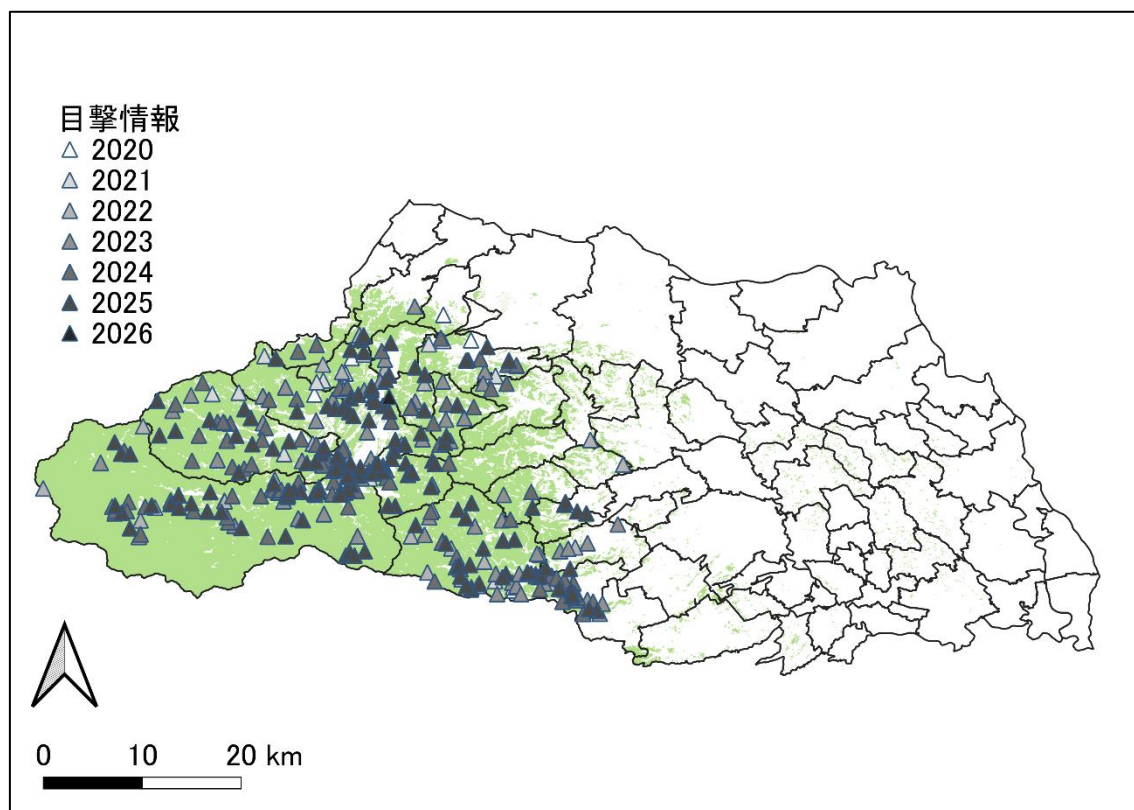
(1) 出没状況



資料 図 3 県内におけるクマの月別出没傾向

※平成 23 年度は一部データに欠損あり

(2) 目撃状況



資料 図 4 県内におけるクマの目撃地点（令和2年度～令和7年度）

(3) 人身被害状況

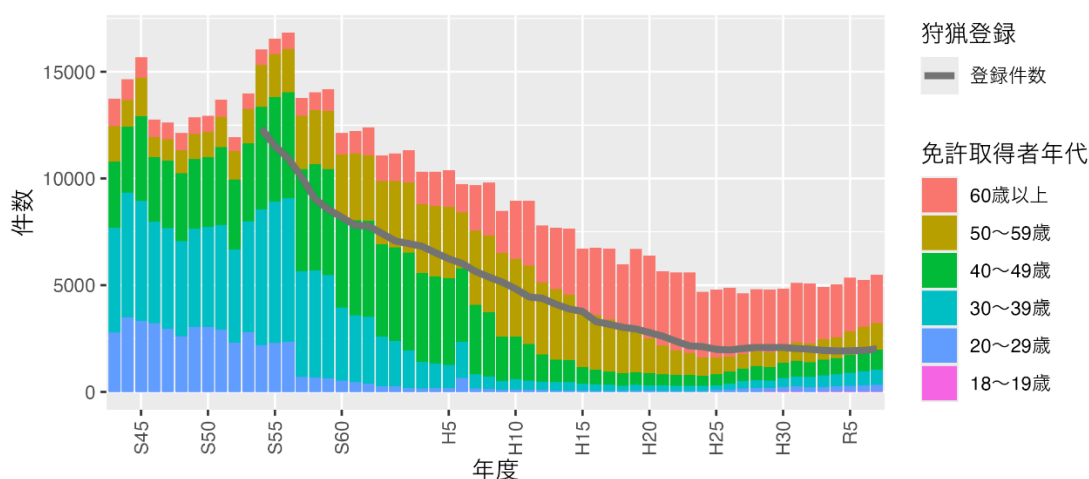
年度	日付	時刻	地点	状況
令和 6 年度	8 月 12 日	午後 3 時 頃	小鹿野町両神小 森 (自宅裏)	女性 1 人が自宅裏へ花を 摘みに行ったところ、クマ に襲われ顔を引っ掻かれ た。
平成 30 年度	10 月 13 日	不明	秩父市三峰霧藻 ヶ峰 登山道お清平 (お経平) 付近	男性 5 人で雲取山への登 山中、親子とみられるクマ 2 頭と遭遇。親とみられる 1 頭に先頭者が襲われ、両 手に軽傷を負った。
平成 28 年度	8 月 7 日	不明	秩父市荒川上田 野地内 「若御子神社」 裏手の遊歩道	50 代男性が夫婦でハイキ ング中、遊歩道の洞穴を覗 き込んだ際に出てきたク マに手や頭を咬まれ、重傷 を負った。
平成 28 年度	5 月 23 日	不明	小鹿野町 「のぞき岩」付 近の山道	30 代男性がトレイルラン 中に子グマに襲われ、顔・ 左腕・右脚を爪で引っかか れて軽傷を負った(自力で 下山)。
平成 26 年度	8 月	不明	秩父市	男性がクマに襲われ、肩、 背中、わき腹に軽いひっか き傷や噛みつきによる傷 を負った(軽傷)。
平成 23 年度	9 月	不明	横瀬町	山菜採り中の男性がクマ と遭遇し、軽傷を負った。

資料 表 2 県内におけるクマの人身事故の詳細

資 4 捕獲従事者状況

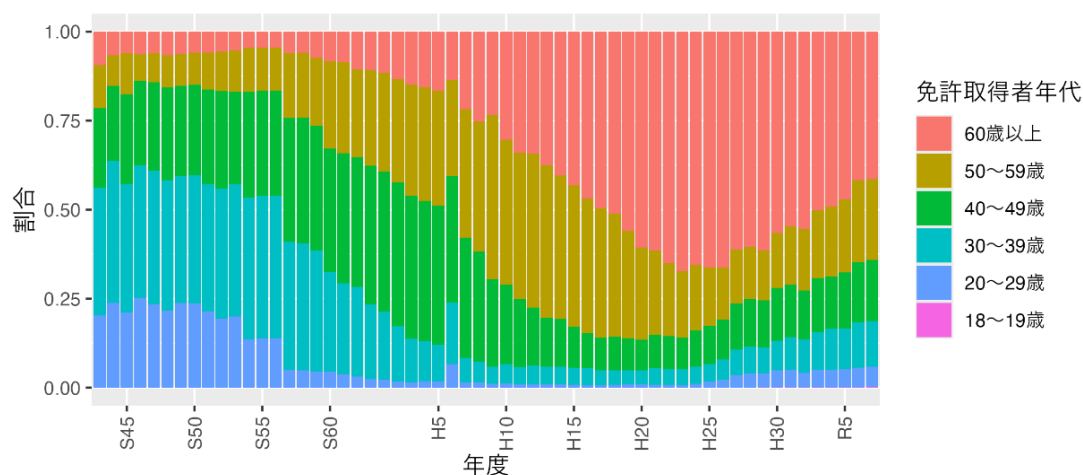
狩猟免許発行件数は、最多だった昭和56年度以降は減少が続き、最少となった平成27年度に4,612件となったが、平成28年度以降はわずかながら増加傾向に転じ、令和7年度には5,508件となった（資料図5）。

狩猟登録件数は免許発行件数と同様、減少傾向が続いていたが、1,916件となった令和4年度以降は微増傾向に転じ、令和7年度には2,016件となった（資料図5）



資料 図 5 狩猟免許発行件数及び狩猟登録件数の推移

平成27年度にわな・網免許取得年齢制限が18歳に引き下げられて以降、20歳未満の件数は徐々に増えており、令和7年度には9件の発行があった。また、平成23年度を境に60歳以上の割合が下がっており、20～39歳の取得者の割合が上昇している（資料図6）。



資料 図 6 狩猟免許発行件数の年代別の割合の推移